

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	小田苺 (小田苺町野瀬出)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

所有者が他集落の農地についての対応(集落営農組織による小作の可否)
用排水路等の土地改良施設の老朽化
地下揚水機の施設整備(安全対策・老朽化)

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用について、現在、中心経営体である4経営体が集落内農地の94%を担っている。一部、個人による自作農地が残存しているが、今後、中心経営体への農地集約を図る。
今後、収益性の高い野菜等の作付けを検討したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体以外の個人による自作農地について、中心経営体への農地集約協力を呼び掛けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農組織である(農)のせでファームが耕作している農地は、既に全て中間管理機構を利用している。一方、中心経営体のうち、2経営体は自己所有地であり、機構の利用は不可能な状況であり、また、1経営体は基盤法により利用権を設定されているので、更新時に機構の利用を検討したい。今後、個人の自作農地を中心経営体が利用権を設定する場合は機構を活用したいと考えている。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の区画拡大、老朽化が進む用排水路等の土地改良施設の更新、暗渠排水の整備等を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
5月連休を利用して県市町外に定住の息子達に田植の一連作業を指導し次世代の担い手育成に取り組んでいる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は湖東農業協同組合への委託を進めている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③今後、人員不足の対応策として自動給水施設の導入等を検討したい。